

フランス宗教戦争期における政治と宗教

— ナント王令の成立過程および内容からの検討 —

桑子 亮

序論

宗教戦争期および16世紀は、絶対王政や近代を準備した時代とされてきた。ジャン＝イポリト・マリエジョルは、国王や大貴族など政治的に大きな影響力を持った人物を中心として宗教戦争を描いた。彼はナント王令に示された寛容の精神を称賛し、他のヨーロッパ諸国とは異なり宗教的自由の体制が採用されたと見なし、宗教戦争を絶対王政への過渡期と考えている¹。シャルル・セニョボスもまた、17世紀以降の絶対王政を準備した時代として16世紀をとらえている。彼によれば、アンシアン・レジーム期に見られる特徴は16世紀にすでに誕生しており、17世紀以降はこれを発展させていくに過ぎない²。

このような見方は、広く研究者たちに受け入れられてきたように思われる。クエンティン・スキナーは、宗教改革および宗教戦争を近代政治思想の誕生に関する画期と考える。彼は近代政治思想の誕生を考察しており、「宗教改革の宗教的な盛り上がり、近代的で世俗化された国家概念を結晶化するのに」³重要な意味を持ったとする。ミリアム・ヤルデニもまた、絶対王政を準備する時代として宗教戦争期をとらえる。宗教戦争期は「宗教的感情」と「国民的感情」の争いの時代であり、後者の優越が確立され、近代国家の形成に大きな役割を果たすようになるという主張である⁴。アルレット・ジュアンナは、宗教戦争は俗権を教権の下に置く国家を拒絶したと考える。彼女によれば、教権を俗権の上に置こうとするリーグ派のユートピアは、その失敗により決定的に信頼を失った。リーグ派の主張は秩序に混乱をもたらし、教会権力に対する王の服従は社会秩序の伝統的な基盤を揺るがすことになった。こうした見方により引き起こされた恐怖は、宗教と政治の間の相対的区別の過程、つまり国家の世俗化を加速させることになった。宗教戦争の野蛮な対立は、政治的近代性の基礎の一つを確立させることに寄与したのである⁵。

このように宗教戦争の時代を、絶対王政または近代への過渡期として考える見方が長く支配的であり、研究者たちは、この時代を政治史や思想史の枠組みから説明しようと試みてきた。オリヴィエ・クリスタンは、こうした研究姿勢を批判する。クリスタンは、政治史や思想史からのアプローチのみでは不十分であり、16世紀後半の宗教戦争、宗教対立の時代を理解するためには、地方や都市といった社会的な次元での研究が必要であ

¹ J. H. Mariéjol, *La Réforme et la Ligue, l'édit de Nantes (1559-1598)*, Paris, 1911, p. 423.

² C. Seignobos, *Histoire sincère de la nation Française. Essai d'une histoire de l'évolution du peuple français*. 6^{éd.}, Paris, 1946, p. 201.

³ クエンティン・スキナー（門間都喜郎訳）『近代政治思想の基礎—ルネッサンス、宗教改革の時代』春風社、2009年、631-632頁；Q. Skinner, *The foundations of modern political thought*, Cambridge, 1978, tome 2, p. 352.

⁴ M. Yardeni, *La conscience nationale en France pendant les guerres de religion (1559-1598)*, Paris, 1971.

⁵ A. Jouanna, J. Boucher, D. Biloghi et G. Le Thiec, *Histoire et dictionnaire des guerres de religion*, Paris, 1998, pp. 440-445.

ると考え、一部の都市で自発的に結ばれた友好協定 *pactes d'amitiés* に注目した⁶。この協定では、カトリックとプロテスタント両宗派の融和と連帯を維持し新たな紛争には参加しないという誓いがなされ、その形成には地方政府の行政官や聖職者のみならず、商人、職人、地方下級役人、さらには農民までもが大きな役割を担っていた。都市の住民たちは自発的にこのような協定を結び、外部からの脅威に対して宗派を超越して連帯を強化することで都市内部における暴力を回避することを可能にした。クリスタンは、この協定を 16 世紀の宗教平和の歴史においてきわめて重要なものとして考えている⁷。彼はここに「政治的争点が宗派的問題から区別され、切り離され、保持されて考えられる（部分的に自律した）場の誕生」として、「政治理性の自律化 *l'autonomisation de la raison politique*」を見出している。加えて、クリスタンはナント王令を「16 世紀の宗教平和の帰結」と見なし、そこに政治と宗教の分離を見出している⁸。

地方や都市の次元の視点、「下から」の視点を強調する点では、クリスタンの独創性を評価できるが、一方で彼は、宗教戦争の時代、特にその帰結であるとするナント王令において、政治と宗教が分離されると考える点では、従来の研究者たちと考え方を共有している。しかし、1990 年代以降、宗教戦争における宗教の重要性が再認識されている現在では⁹、分離された政治と宗教という見方に関しては検討が必要であろう。

本稿では二つの課題に取り組む。第一の課題は、クリスタンの示した社会的次元の視点からナント王令の成立過程を再検討することである。これにより、王令成立の非常に複雑な文脈を考察し、国王や大貴族により「上から」与えられただけのものではなく、社会的な次元との相互作用から形成されていったということを理解できる。第二の課題は、宗教戦争の時代に政治と宗教が切り離されるという見方を、この時代の帰結とされるナント王令に見出すことができるのか検討することである。クリスタンへの反論として、他の研究者の議論を取り上げることで政治と宗教の関係性を見ていきたい。

第一章では、ナント王令の構成、日付、来歴について整理する。第二章では、クリスタンが示した「下から」の視点をを用いて第一の課題に取り組む。第三章は、政治と宗教の分離という見方を幾つかの研究に依拠しながら批判的に考察することで第二の課題に取り組む。なおナント王令については、ジャンヌ・ガリソンにより注が付与され出版されたナント王令原文を用いる¹⁰。

1. ナント王令の構成、日付、来歴

まずナント王令と呼ばれる文書の構成を確認する。一般に「ナント王令」とされるものは 4 つの文書の複合体である。全 92 条からなる王令本文 *édit*、全 56 条からなる個別条項 *articles particuliers* (秘密条項 *articles secrets* と呼ばれる)、2 つの王書 *brevet* がその構成要素である。王令本文は大開封王状 *grandes lettres patentes* と呼ばれるものに属し、

⁶ O. Christin, *La paix de religion. L'autonomisation de la raison politique au XVI^e siècle*, Paris, 1997, pp. 122-134.

⁷ *Ibid.*, p. 131.

⁸ *Ibid.*, pp. 207-209.

⁹ M. P. Holt, « Putting Religion Back into the Wars of Religion », *French Historical Studies*, 18, 1993, pp. 524-551.

¹⁰ J. Garrisson, *L'Édit de Nantes, texte présenté et annoté*, Biarritz, 1997.

赤と緑の紐の上に緑色の封蝋で大型王印が押されている。一方、個別条項は、小開封王状 *petites lettres patentes* と呼ばれるものに属し、黄色の封蝋に印が押されている¹¹。以上の二つは、高等法院による登録を必要とするが、王個人により発行される王書は高等法院の登録を必要としない。王書が用いられたという点は、それまでの王令には見られなかった、ナント王令の大きな特徴の一つである。高等法院の登録を必要としない王書は、交渉の最終段階における調整に役立ち、ナント王令の成功の一因であるといえる¹²。

王令の主な内容を和田光司による区分を参考にまとめると以下ようになる¹³。まず王令本文について、「平和の回復」（第1条から第5条）、「宗教活動」（第6条から第29条）、「王令特別法廷（対プロテスタント裁判）」（第30条から第67条）、「違法行為の免責とプロテスタントの諸権利」（第68条から第90条）、「終結部」（第91条および第92条）の5項目に分類される。「平和の回復」では、それまでの平和王令と同様、戦争行為の記憶の抹消が命じられる。第3条から第5条では、王国全土におけるカトリック礼拝の復活と、カトリック教会の再建が目指された。「宗教活動」では、礼拝場所に関する条項（第7条から第15条）を始めとして、プロテスタントの宗教活動について規定される。

「王令特別法廷（対プロテスタント裁判）」では、プロテスタントが当事者となる裁判に関して定められた。この中心となったのは、高等法院内につくられる「王令特別法廷」*chambre de l'édit* であり、対プロテスタント裁判の細則に関する規定もなされた。「違法行為の免責とプロテスタントの諸権利」では、戦争中におこなわれた様々な違法行為について、その免責が定められた。「終結部」では、それまでの平和王令の無効が宣言され、王令遵守の宣誓が地方総督やバイイ、市当局などに命じられた¹⁴。

個別条項は、宗教的権利に関する条項が多数を占める。第1条ではプロテスタント信仰の自由が確認され、第2条から第4条ではカトリック教会の修理費免除や終油の免除などが規定される。第10条から第33条では、リーグ派の貴族や都市の帰順条約の確認がなされる。一つ目の王書は短く、プロテスタント教職者に対して年間45000エキュの支払いが命じられた。二つ目の王書では、その時点での占領地の8年間の維持が認められ、小規模な城塞を含めれば占領地は500箇所に及んだ。さらに、この維持費用として、年間180000エキュが支給されることが規定された¹⁵。

次にナント王令が発布された日付については、1998年のジャン＝ルイ・ブルジョンの研究により、大きく修正された。従来、王令本文は、1598年4月13日発布であると考えられてきた。王令本文には、4月にナントで発布されたということしか記されていないが¹⁶、王令の交渉および起草に直接参加した、高等法院部長評定官ジャック・オギュスト・ド・トゥが4月13日に押印されたと記述していることから、これを根拠に4月

¹¹ 和田光司「ナント王令 ― 史料と内容（上）」『聖学院大学総合研究所紀要』33、2005年、494頁；J. L. Bourgeon et D. Thomas, *L'Édit de Nantes. Texte intégral en français moderne*, Bizanos, 1998, p. 59, p. 72.

¹² M. P. Holt, *The French Wars of Religion, 1562-1629*, 2^{ed.}, Cambridge, 2005, pp. 166-167；和田光司「ナント王令 ― 史料と内容（下）」『聖学院大学総合研究所紀要』37、2006年、108-109頁。

¹³ 和田「ナント王令（下）」、91-142頁。

¹⁴ 同上、pp. 92-107.

¹⁵ 同上、pp. 107-111.

¹⁶ Garrisson, *op. cit.*, p. 72.

13日が王令発布の日とされてきた。しかし、ブルジョンは、ポール＝エミール・ヴィノーが1909年に発表した論文を発見し、その主張を基にしながら、ナント王令の日付について、「ナント王令の日付、1598年4月30日」という論文を発表した¹⁷。ブルジョンは見過ごされてきたヴィノーの論文を再評価し、自身で論証も加えて、ナント王令が4月30日に発布されたと主張した。彼によれば、4月13日に押印されたというド・トゥの記述は、写しの段階で生じた誤りであるという。ナント王令が「完成された」のが4月13日であり、「押印された」のは4月30日である¹⁸。また、ブルジョンは、プロテスタント教職者に対する、年間4万5千エキュの支払いを定めた一つ目の王書についても、ナントではなくアンジューで出されたと指摘した。王書が出された4月3日には、王はナントではなくアンジューに滞在していたためである¹⁹。

そしてナント王令には「パリ版」および「ジュネーヴ版」と呼ぶことのできる、二種類の版が存在している²⁰。王令本文は、1598年4月30日、アンリ4世と国務卿ピエール・フォルジェ・ド・フレンヌ、および全国政治会議から派遣された4人のプロテスタント側の代表により署名された。この書面は、パリ高等法院によって登録されるまで大法官によって保存された。また、その写しが作成され、シャテルローに送られた。しかし、前者は国王の公文書館から行方知らずになり、後者は1627年のラ・ロシェル包囲で焼失した。現在、王令本文はフランス公文書館にあるフランス歴史博物館にて保存されている。しかし、この王令本文はパリ高等法院の修正を経て登録されたものの写しであるため、1598年4月30日に署名されたときのものとは、正確には一致しない。これを和田は「パリ版」と呼んでいる。一方、シャテルロー全国政治会議に届けられた王令は、ラ・ロシェルへ送られる前に公証人により写しが作成された。さらに、1599年5月22日、この写しはモンプリエ租税法院の次席検事のために公証人により再複製された。これが現在ジュネーヴ大学図書館に収められているもので、和田が「ジュネーヴ版」と呼ぶものである。これに含まれているのは王令本文と個別条項のみである。パリ版では王令本文は全92条、ジュネーヴ版では全95条であり、個別条項に関しては条項数が同じであるものの、区切りに違いがあるなど二つの文書の間には差異が存在する。高等法院の登録を必要としなかった王書は、高等法院の記録には残っておらず、ジュネーヴ版にも残されていない。第二の王書について、同時代の筆写が残されているが、第一の王書は、1610年代の出版物が最古のものである²¹。本論文で依拠することになるガリソンによって注が付されて出版されたナント王令原文では、「それ以降カトリックとプロテスタントがその下で生きた法である」²²という理由から、フランス公文書館にあるパリ版が選択されている。

¹⁷ J. L. Bourgeon, « La date de l'édit de Nantes. 30 avril 1598 », dans M. Grandjean et B. Roussel (dir.), *Coexister dans l'intolérance. L'édit de Nantes (1598)*, Genève, 1998, pp. 17-50.

¹⁸ *Ibid.*, p. 32.

¹⁹ *Ibid.*, pp. 33-49.

²⁰ 和田「ナント王令(上)」、495-496頁。

²¹ 同上、495-497頁；Garrisson, *op. cit.*, pp. 14-17.

²² *Ibid.*, p. 17.

2. ナント王令 — 「下から」の視点を用いた分析

クリスタンの示した「下から」の視点を応用して、ナント王令の内容に踏み込んで地方や都市の次元を個別具体的に見ていく。ここでは、リーグ派の帰順条約を確認する。ナント王令個別条項の第10条から第33条、その中でもパリ、アミアン、リヨンを取り上げる。帰順条約は、それぞれの都市が個別にアンリ4世と結んだものであり、その都市の固有の状況を反映していた。特に大都市であるパリ、リヨン、スペインとの係争地にもなったアミアンの事例を社会的次元で見ることにより、ナント王令が「上から」一様に与えられたものではなく、それぞれの社会状況に応じて作られていったことを確認することができる。加えて、そこに反映されたアンリ4世とリーグ派の関係性を理解することにもなるだろう。

まず、パリの帰順に関して見ていく。パリにおけるリーグ派運動において指導的な役割を担ったのは、十六区総代会 *les Seize* という組織であった。十六区総代会が結成されたのは1585年1月であり、パリ司教の収入役であるシャルル・オットマンという人物を中心に組織された²³。初めは地下運動であった十六区総代会の運動も、1588年5月12日の「バリケードの日」を境に、公的な運動を開始することとなる。十六区総代会は1588年および1589年に運動としての絶頂を迎えたが²⁴、この運動はアンリ4世がパリ入城を果たす1594年3月22日にはすでにその力を失っていた。ギーズ公亡きあとリーグ派の首領となったマイエヌ公は、十六区総代会の力を抑制しようとしており、1591年11月に十六区総代会が対立するパリ高等法院検事総長ブリソンらを処刑すると、マイエヌ公は徹底的な弾圧を加え、約一万人いた会員は数百人にまで減少した。また、いわゆるポリティーク派と呼ばれる人々がこの時期のパリでは勢力を拡大しており、秩序を乱す十六区総代会に敵対した²⁵。

アンリ4世がシャルトルにて戴冠式を挙行した1594年2月27日には、ブリザック伯とパリ入場の計画がたてられていた。3月22日早朝、ブリザック伯とパリ市長 *prévôt des marchands* であったピエール・リュイリエは、ティモレオン・デスピネおよびフランソワ・ドにより率いられた軍隊をパリに引き入れるため、ヌーヴ門を開いた。マルタン・ラングロワは、サン＝ドニ門を開き、ヴィトリを引き入れた。ヴィトリはモーの都市総督であったが1594年1月4日にアンリ4世に帰順しており、アンリ4世を国王として承認したリーグ派には赦しを与えるということを示す意味合いがあった。こうしてパリにアンリ4世の軍隊が入り、朝6時にはアンリ4世自身もパリ入城を果たす。8時、アンリ4世はパリの聖職者たちの行列を引き連れてノートルダム大聖堂へ赴き、ミサを聴き、テ・デウムが歌われ、その後ルーヴル宮へ入った²⁶。翌23日、都市の役職者らがルーヴル宮を訪れて王に跪きパリの服従を保証、27日にはバステューヌ要塞で抵抗を続けていた残兵が降伏し、パリは完全にアンリ4世に帰順することとなった²⁷。

²³ 高澤紀恵『近世パリに生きる — ソシアビリテと秩序』岩波書店、2008年、98-99頁。

²⁴ 高澤紀恵「フランス宗教戦争期のパリ十六区総代会 — 88-99年体制を中心に —」『史学雑誌』96-10、1987年、1-34頁。

²⁵ 高澤前掲書、115-118頁。

²⁶ M. Wolfe, *The Conversion of Henri IV. Politics, Power, and Religious Belief in Early Modern France*, Cambridge, 1993, pp. 177-178.

²⁷ 高澤前掲書、122頁。

このようにしてパリは帰順に至ったが、帰順条約第一条ではポワティエ王令による取り決めに従って²⁸、パリの都市内、城外区、周囲 10 リューでカトリック以外の信仰実践が禁じられた²⁹。一方、個別条項第 33 条ではパリの都市から 5 リューの場所に一か所プロテスタントに場所が与えられるとされた³⁰。加えてナント王令第 14 条では、パリ市内および周囲 5 リュー以内でのプロテスタント礼拝が禁止された³¹。帰順条項で、周囲 10 リューとされていた部分は、ナント王令第 14 条および個別条項第 33 条では 5 リューに変更されている。

次にアミアンである。アミアンは、北フランスにあるピカルディ地方の中心都市であり、また司教座都市であるとともに織物業の中心地であった。市内にはソム川が流れ、上流にはペロンヌ、下流にはアブヴィルといった都市があり、リーグ派が勢力を持った地域に位置している。アミアンの帰順に関して大きな役割を担った人物は、オギュスタン・ド・ルヴァンクールという裕福な商人であった。彼は、アンリ 4 世と恩顧関係にあり、王がアミアンにおいて最も信頼を寄せる人物であった。ルヴァンクールの一族は 1470 年代から市庁舎に仕える都市名士の一族出身であり、オギュスタン自身も市参事会にて数多く役職を務めた。オギュスタンの甥であるフランソワ・ド・ルヴァンクールや従兄弟のフロラン・ド・ルヴァンクールなど、ルヴァンクール一族の人々の多くはブルボン家との恩顧関係にあり、オギュスタンとルヴァンクール一族を中心に、アミアン、さらにはそれよりも広範囲な王党派のネットワークが広がっていた³²。

アミアンでは、1594 年の春から夏にかけてアミアンの住民とリーグ派の指導者たちの間に対立が生じるようになる。アンリ 4 世が改宗して、リーグ派の勢力に陰りが見えるようになると、マイエンヌ公をはじめとするリーグ派の首領たちはアミアンの市参事会を制御することが難しくなってくる。この転機となったのが 1593 年 10 月の市長選挙であった。この市長選挙には 3 人の候補者が名を連ねたが、その候補者であったフランソワ・ゴギエ、フランソワ・カストレ、アントワヌ・ド・ベルニの 3 人は、いずれもオマール公と恩顧関係にある人物であった。これに対して、都市のブルジョワたちは、現市長であるアントワヌ・グジエの再選を望んだ。グジエは、元々リーグ派であったが、この時点ですでに王党派に転向していた。10 月 28 日の朝、グジエは市長就任の宣誓をおこなうと政治的緊張が高まったが、午後にはグジエは市長職を放棄させられ、オマール公は自分の影響下にあるベルニを市長に就任させた。アミアンの市民たちは、オマール公を批判したが、公が武装した兵士を市庁舎へ送ると市民たちの怒りはさらに高まり、その行為を都市特権の侵害であると批判した。こうして、1593 年までにリーグ派はアミアンにおいて住民たちの支持を得られないようになっていた³³。

²⁸ ポワティエ王令第 10 条は、パリの周囲 10 リュー以内ではプロテスタント礼拝を禁止することを定めていた。A. Stegmann, *Édits des guerres de religion*, Paris, 1979, pp. 134-135.

²⁹ *Recueil des édits et articles accordés par le roy Henri III pour la réunion de ses subjects (1593-1598)*, 1606, fol. 23.

³⁰ Garrisson, *op. cit.*, p. 82.

³¹ *Ibid.*, p. 35.

³² S. A. Finley-Croswhite, *Henry IV and the Towns. The Pursuit of Legitimacy in French Urban Society, 1589-1610*, Cambridge, 1999, pp. 26-29.

³³ *Ibid.*, pp. 37-38.

こうした不満は 1594 年 3 月から 5 月にかけて増幅されていき、6 月には反乱に至る。3 月 15 日、オギュスタン・ド・ルヴァンクールとこちらもアミアンにおけるアンリ 4 世の有力な支持者であったロベール・コルルールによる、都市城門奪取の計画が発覚する。彼らの目的は、ユミエール公の軍を城内に引き入れることであった。アンリ 4 世パリ入城の知らせがアミアンに届き、4 月 5 日には、リーグ派から離れることを条件に完全なる許しを与えるという手紙が届く。4 月半ばには、アブヴィル帰順の知らせが届いた。そして、6 月 25 日、都市中にバリケードが作られ、反乱に至る。7 月 27 日、マイエンヌ公は、ボーヴェ門に自軍を集結させた。数人の市参事会員がマイエンヌ公に軍を遠ざけるように要求したもののマイエンヌ公は拒否し、市参事会は民兵たちに武装するよう命令を下した。しかし、ランがアンリ 4 世によって陥落させられたという知らせが伝わり、マイエンヌ公はアミアンから逃れ、これは都市のリーグ派に大きく影響を与えることとなる。

都市で反乱がおきているなか、ド・ルヴァンクールとコルルールは都市内で暗躍し、都市民たちにリーグ派から離れてアンリ 4 世による平和を受け入れるように説いて回ったという。こうして、8 月 9 日、国王軍はアミアンを陥落させることになる。オマール公に忠誠を誓っていた人々も、マイエンヌ公の離脱に大きな衝撃を受けており、8 月 8 日にはリーグ派の離反が相次いだ。そして、アミアンにおけるリーグ派の指導者であったヴァンサン・ル・ロワはリーグ派を捨て、部下たちにも武器をすてるように促すこととなった。王党派が都市を掌握すると、オギュスタン・ド・ルヴァンクールはアンリ 4 世によって署名された帰順条項を持って市庁舎へ入った³⁴。そのときにアミアンとアンリ 4 世との間で結ばれた条約では、アミアンの都市内、城外区、郊外、バイイ裁判所管区でのカトリック以外の宗教の礼拝が禁じられた³⁵。ナント王令個別条項第 29 条では、リーグ派の都市であったペロンヌ、アブヴィルに加えて、アミアンにおいてもバイイ裁判所管区および都市総督管区にプロテスタントの礼拝所を設けることが禁じられた³⁶。

最後にリヨンである。1584 年にカトリック・リーグが復活すると、リヨネ地方においても、リヨン市参事会が中心となってアンリ 4 世に対する抵抗運動が組織された。同年 11 月には、ヌムール公シャルル＝エマニュエル・ド・サヴォワが地方総督に就任し、リヨンは、マイエンヌ公と親交のあったリヨン大司教ピエール・デピナックおよびヌムール公という、2 人の指導者を持つこととなった³⁷。しかし、戦争の継続により都市財政は逼迫し、マイエンヌ公とヌムール公の不和も重なったため都市は混乱した。ヌムール公はリヨンの都市民に重い税を課したため、市参事会との対立も深まっていた。このような状況で、国王の密使ジャック・ド・ラ・ファンおよびアルトゥス・プリュニエが派遣されると、1593 年 9 月 21 日、ヌムール公は牢獄に監禁され、10 月 13 日には休戦条約が結ばれた³⁸。休戦条約は結ばれたものの、いまだにサン＝ソルラン侯は 7000 人以上の兵

³⁴ *Ibid.*, pp. 39-44.

³⁵ *Recueil des édicts et articles*, fol. 61.

³⁶ *Garrisson, op. cit.*, pp. 80-81.

³⁷ 小山啓子『フランス・ルネサンス王政と都市社会——リヨンを中心として』九州大学出版会、2006 年、201-203 頁。

³⁸ 同上、205-206 頁。

を有し、ヌムール公は牢獄に囚われながらもリヨン奪還の望みを捨てておらず、事態は緊迫していた³⁹。しかし、12月、アンリ4世はド・ラ・ファンをリヨンに再び派遣して交渉を続け、1594年2月8日、コルシカの連隊長 *colonel général* でありドフィネ地方の国王総代官アルフォンス・ドルナーノによって、リヨンは開城した⁴⁰。

ナント王令個別条項第27条では、リヨ南市、城外区、リヨネ地方総督管区の他の都市における居住、往来が許可される⁴¹。これはパリおよびアミアンに関する個別条項とは異なる方向性を持っている。パリ、アミアンではプロテスタント礼拝を禁止するのに対し、この条項はリヨンにおいて禁止されていたプロテスタントの居住、往来を認める内容であった。ガリソンは、1594年1月5日にアンリ4世がユグノーを都市から排斥することをリヨ南市に対して認めたとしているが、その典拠については明確にしていない⁴²。一方、当時のリヨンには市政に参加するプロテスタントも存在した。例えば、宗教戦争の流れのなかで市参事会を追われたプロテスタントの大書籍商であるアンリ家はリヨン近郊に資金を投下して地盤を固め、リーグ崩壊後すぐに市政に返り咲き市参事会員を務めた⁴³。カトリック都市であったリヨンだが、アンリ家のように市参事会に参加した有力なプロテスタントも存在したとすれば、リヨンにおけるユグノー排除を改める必要があったのだろう。このような背景から、リヨンにおけるプロテスタントの居住および往来の禁止を解除する個別条項第27条がナント王令へ盛り込まれることとなったと考えられる。

以上のように、ナント王令におけるリーグ派勢力の帰順条約に関する条項の一部を取り上げ、その条項が作成されることになった背景を具体的に、社会的な次元で見えてきた。パリ、アミアン、リヨンという同じリーグ派の都市であっても、帰順に至る過程と当時の社会的状況は大きく異なり、それはナント王令の条文にも大きな差となってあらわれた。また帰順したリーグ派諸都市に、都市内でのプロテスタント礼拝禁止が王により認められたことも重要であろう。アンリ4世はリーグ派勢力に対して「寛大さ」を示し、勝者と敗者を設定しなかった⁴⁴。ここには王とリーグ派の間に結ばれた契約的性格が認められる⁴⁵。王はリーグ派との契約関係を結び直すことでリーグ派を王国へ再統合していったのである。

3. ナント王令における政治と宗教について

第二の課題としてナント王令に政治と宗教の分離を見出すことの妥当性を検討する。いくつかの研究を参照して、ナント王令に政治理性を見出すことは不適切であり、ナント王令とカトリック宗教が密接に結びついていて、むしろその関係性こそが重要であったという点を示していきたい。

³⁹ A. Kleinclausz, *Histoire de Lyon*, Marseille, 1978, tome 1, p. 458.

⁴⁰ 小山前掲書、206頁。

⁴¹ Garrisson, *op. cit.*, p. 80.

⁴² *Ibid.*, p. 117.

⁴³ 小山前掲書、209頁。

⁴⁴ M. De Waele, *Réconcilier les Français : la fin des troubles de religion (1589-1598)*, Paris, 2015, p. 342.

⁴⁵ M. De Waele, « Autorité, légitimité, fidélité : le Languedoc ligueur et la reconnaissance d'Henri IV », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 53-2, 2006, pp. 5-34.

マリオ・テュルケッティは、ナント王令の政治的背景を研究する中で、1598年半ばに書かれたと思われる *De la Concorde de l'Etat. Par l'observation des Edicts de Pacification* という匿名の文書を、「国王により望まれ、政府により命じられたこの政治路線を完全かつ体系的に説明する」⁴⁶ものとして取り上げている。この文書では、世俗的統一が優先事項とされたものの、その先にある最大の目標は宗教的統一であった。世俗的統一による平和は、宗教的統一の断念を意味するのではなく、「この世俗的統一は教会内統一の前提条件」⁴⁷として考えられる。彼によれば、ナント王令は宗教的統一を最大の目標として、一時的な寛容によって宗教的統一の前提となる平和を回復するものであったといえよう。

ピエール・ジョクスらは、寛容 *tolérance* の同時代的な意味に触れ、ナント王令にカトリック改革を目指すアンリ 4 世の姿勢を見出す。ナント王令は、現代的な意味における寛容精神の表出ではなく、この当時の「寛容」という概念は否定的な意味を持ち、一時的受容に過ぎなかった⁴⁸。「寛容」に肯定的な意味が付与されるようになるのは、17世紀末頃になってからである。また、ナント王令序文および第3条から第5条には、カトリック教会再建を目指すアンリ 4 世の意志が見出される。ナント王令序文では、プロテスタントという道を外れた人々が真の宗教であるカトリックに改宗することが望まれたが、彼らには平和の維持のために、一時的なものであるナント王令によって寛容が与えられた⁴⁹。王令第3条から第5条では、王国全域でのカトリック礼拝の回復が目指されたが、そのためには宗教戦争で荒廃した教会の再建が必要であり、プロテスタントに奪われた教会財産の返還が求められた。この返還は17世紀の「華々しい繁栄の物質的基礎をフランスの教会に与える」こととなった⁵⁰。

マルク・ヴナールは、「ナント王令が王国全域におけるカトリシズム再建を最重要の目標と定めていることは、多くの場合忘れられている」としてアンリ 4 世がドフィネに滞在している親任官僚に出した通達を引用している。

ナント王令により王が定めた主要な目的は、カトリック宗教の実践を、それが中断された場所にて再建することであり、この実践が完全なる自由に面していない場所、聖職者たちが完全なる権威、財産、優位の下に保たれていない場所が王国内に存在することをもはや認めないということである。⁵¹

ナント王令の主要な目的がカトリックの宗教実践の再建であったことを示し、ピエール・ジョクスらと同様にナント王令第3条の名を出している⁵²。さらに「アンリ 4 世と

⁴⁶ M. Turchetti, « L'arrière-plan politique de l'édit de Nantes, avec un aperçu de l'anonyme *De la concorde de l'Etat. Par l'observation des Edicts de Pacification* (1599) », dans M. Grandjean et B. Roussel, *op. cit.*, p. 109.

⁴⁷ *Ibid.*, p. 113.

⁴⁸ P. Joxe, T. Wanegffelen, et J-S. Coquin, *L'édit de Nantes. Réflexions pour un pluralisme religieux*, Paris, 2011, p. 150.

⁴⁹ *Ibid.*, pp. 150-151.

⁵⁰ *Ibid.*, pp. 151-152.

⁵¹ M. Venard, « L'Église catholique bénéficiaire de l'édit de Nantes. Le témoignage des visites épiscopales », dans M. Grandjean et B. Roussel, *op. cit.*, p. 283.

⁵² *Ibid.*, p. 283.

カトリック改革」と題された論文においても、「我々は、ナント王令を少数派であるプロテスタントの視点からのみ考える傾向を持つ」と指摘し、「現実には、この有名なテキストはユグノーがカトリックを追放した諸州においてカトリシズムの動きを復活させることにも関心を持っていた」と述べている⁵³。

アラン・タロンは、著書『16世紀フランスにおける国民意識と宗教的感情』にて、ガリカニズムとアンリ4世との関係性について述べている。1600年3月4日、アンリ4世によってフォンテーヌブロー会議が開催され、アンリ4世の古くからの協力者で、ソミュール都市総督を務め、「ユグノーの教皇」として知られるフィリップ・デュプレシ＝モルネとエヴル司教ジャック・ダヴィ・デュ・ペロンの論争がおこなわれた。タロンはこの会議を反ポワシの会議であったとする⁵⁴。カトリックとプロテスタントに関して、もはや王は仲裁者として存在するわけではなく、「カトリシズムの勝利を組織する者」⁵⁵として君臨する。アンリ4世にとって重要だったのは、宗教戦争を終わらせるために、宮廷は宗派对立を調停する立場にはなくどちらか一方に属していることを示すことであった。そして、「アンリ4世は、ポワシにて王政の将来的な宗派選択に対して開かれた不確実性を閉ざすことでは満足しない。彼は、ルイ13世とルイ14世の下で花開く敬虔なる王政の基礎を築いた」⁵⁶のである。またタロンは、1603年のイエズス会の復帰、翌年のカルメル会導入、それまでで最良のフランス王とローマ教皇の関係といったものを、アンリ4世の政治が宗教と切り離せないものであったことの例として列挙している⁵⁷。

最後に、宗教的統一を見据えた世俗内平和、カトリック教会改革というアンリ4世の考え方は、宗教戦争勃発以前にすでに見られることを指摘する必要がある。宇羽野明子は、一月王令に関する考察において、この王令を支えた政治思想を明らかにしている。宇羽野は、16世紀における「寛容」について、その思想が近代的な意味での寛容精神とは異なり、否定的な意味を持ち、悪である異端を甘んじて受け入れるということであったという認識から出発している⁵⁸。そして、一月王令を支えた政治思想の例として、フォア、デュ・フェリエ、ド・アーレイの思想を挙げている。多少の相違点はあるものの、彼らに共通していた考え方は宗教再統一であった。彼らは、1561年の会議にて国王および王母宛てにそれぞれ覚書を提出しており、この会議での議論をもとにして一月王令が作成された。この覚書にてフォアは、宗派对立に対する理想の手段は、論争となっている問題点を聖書に従って判断するために善意の学者たちを両派から集めること、としながらも、ポワシ会談の失敗を受け、「教会改革の実現までは、二つの宗教を認めても問題

⁵³ M. Venard, « Henri IV et la réforme catholique », *Avènement d'Henri IV quatrième centenaire. Colloque III*, Pau, 1990, p. 305.

⁵⁴ ポワシ討論会は、1561年9月9日から10月14日にかけて、国王シャルル9世、王母カトリクス・ド・メディシス、大法官ミシェル・ド・ロミタルらが臨席して、カトリックとカルヴァン派の宗派分裂を解消するためにポワシにあるドミニコ会修道院でおこなわれた。聖体に関する意見の相違などから生じた軋轢もあり、討論会は失敗に終わった。A. Jouanna, J. Boucher, D. Biloghi et G. Le Thiec, *op. cit.*, p. 1210.

⁵⁵ A. Tallon, *Conscience nationale et sentiment religieux en France au XVI^e siècle*, Paris, 2002, p. 134.

⁵⁶ *Ibid.*, p. 135.

⁵⁷ *Ibid.*, p. 136.

⁵⁸ 宇羽野明子「一月王令をめぐる「政治」と「寛容」」『法学雑誌（大阪市立大学）』53-4、2007年、105-106頁。

はない」としている⁵⁹。こうした考えは3人に共通しており、彼らは、王による教会改革の必要を主張し、「ローマ教会ではなくガリカニスムのもとでの協和・再結集を提示する。しかしながら、この点で看過すべきでないのは、彼らはみな、原始キリスト教会の精神に立ち返ることが、宗教的危機の唯一の解決策」だと考えていたのである⁶⁰。

大法官ロピタルもまた同様の考え方を持っていた。宇野野はオルレアン三部会やパリ高等法院における演説を考察することで、フォアら同様にポワシ討論会後もロピタルは宗教的協和の希望を捨てず、「ここでの政治と宗教との区別は、宗教を私事として国家による権力行使から切り離すリベラリズムとはまったく異なる位相にある」とし、「宗教的協和という最終的な目標に向けた過程のなかで、まず世俗の平和を再建するために最悪の状況を回避すべく暫定的な『寛容』を主張することが可能になった」と述べている⁶¹。彼らの思想はアンリ4世の思想とかけ離れたものではなく、むしろ共通する要素を持つものとして考えることができよう。

以上いくつかの研究を見てきたが、これらを踏まえるとすれば、政治と宗教は分離したものと見なされず、むしろ密接に結び付いていると考えるほうが妥当であろう。クリスタンは、歴史家を含めた多くの人々が、目的論的に現在から遡って歴史を考えることを批判しており、何よりも宗教平和を研究するにあたり「下から」の視点を用いたのは、中央集権化された国家のみが宗教戦争を終わらせることができたとするカール・シュミットや多くの研究者たちへの批判からであった⁶²。しかし、ナント王令の中に政治理性を見出すことができる点では、クリスタンは、政治と宗教は分離していく方向性を持つという目的論的立場に自ら足を踏み入れていると言わなければならないだろう。

結論

以上、16世紀、フランス宗教戦争期に関するオリヴィエ・クリスタンの議論を出発点として、「下から」の視点を用いてナント王令を考察し、王令を政治と宗教の分離という観点から考えることの妥当性を検討した。その結果、ナント王令の社会的次元での成立過程を確認し、この時代において政治と宗教を分けて考えることはできないということを示した。本論文では、史料としてナント王令の原文などを利用したが、主に二次文献に依拠している。しかしながら、さらなる考察を可能とするためには、小山やフィンリー＝クロスホワイトが参照しているような⁶³、より具体的な史料なども使用することが必要となるであろう。

第三章で見たように、この時代の政治と宗教は密接な関係にあった。アンリ4世はプロテスタントを一時的に受け入れながらも、明確にカトリックの側に立ち、カトリック

⁵⁹ 同上、127-128頁。

⁶⁰ 同上、128頁。

⁶¹ 同上、131-135頁。

⁶² O. Christin, *La paix de religion. l'autonomisation de la raison politique au XVI^e siècle*, Paris, 1997, p.15 ; O. Christin, « 'Peace must come from us'. friendship pacts between the confessions during the Wars of Religion », R. Whelan et C. Baxter (dir.), *Toleration and Religious Identity. The Edict of Nantes and its implications in France, Britain and Ireland*, Dublin, 2003, p. 92.

⁶³ 小山前掲書、249-252頁 ; S. A. Finley-Croswhite, *op. cit.*, pp. 187- 192.

教会の再建と改革を進めていく。リーグ派諸勢力の帰順条約第1条の多くはカトリック以外の宗教礼拝を都市内などで禁じるものであったが、カトリック改革によって特徴付けられる17世紀との連続性という観点から考えるならば、リーグ派を王国に再統合することは重要であった。第二章で述べたように、アンリ4世は勝者として敗者であるリーグ派勢力を服従させていくのではなく、その契約関係を結び直すことで帰順させていった。例えば、十六区総代会の下で反アンリ4世を維持してきたパリにおいても、その帰順に際して追放とされたのは118人程度であり、多くの人々は赦され、官職もそのまま任命された⁶⁴。「フランスにおけるカトリック改革と対抗宗教改革の助産師」⁶⁵であったカトリック・リーグと戦後にカトリック改革を推進していくアンリ4世との関係性は、この時代を理解するために重要なものとなるはずである。そのためには1598年のナント王令を断絶とせず、宗教改革からカトリック改革への連続性のなかで捉える必要がある。第二章で参考にした「下から」の視点は、そのためのひとつの方法として考えることができる。しかしながら、この点に関してはこれからの研究課題であり、稿を改めて論じることとしたい。

⁶⁴ B. Diefendorf, « Henri IV, the *Dévots* and the Making of a French Catholic Reformation », dans A. Forrestal et E. Nelson (dir.), *Politics and Religion in Early Bourbon France*, New York, 2009, pp. 160-161.

⁶⁵ E. Tingle, « The Origins of Counter Reform Piety in Nantes : The Catholic League and its Aftermath (1585-1617) », dans *Ibid.*, pp. 20-220.